

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月7日

関東地方整備局副局長 森 信哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を図るため、平成29年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成30年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成31年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、令和2年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和3年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和4年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和5年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和6年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和7年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務」において、CONPAS※を設計・構築・改修・検討し、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」、令和2年度「CONPAS保守・運用業務」、令和3年度「CONPAS保守・運用業務」、令和4年度「CONPAS保守・運用業務」、令和5年度「CONPAS保守・運用業務」、令和6年度「CONPAS保守・運用業務」、令和7年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを保守・運用し、横浜港及び東京港で試験運用及び常時運用を実施してきたところである。これらCONPASの試験運用及び常時運用の結果、コンテナ搬出手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPASは、令和3年3月より横浜港南本牧地区において常時運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して試験運用を実施する計画である。試験運用及び常時運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な①から③の技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

※関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許取得）

2. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度 CONPAS保守・運用業務

(2) 業務内容 本業務は、国土交通省関東地方整備局において構築したCONPAS※を保守・運用するものである。

※関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続

の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許取得）

（3）履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るべく関東地方整備局が構築・所有しているC O N P A Sによる運用を円滑に実施するため、C O N P A Sの運用と稼働環境を適切に維持するための保守を行うとともに運用に伴うデータ取得を行うものである。

4. 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

- ① 海上コンテナ物流の予約システムを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② 海上コンテナ物流の予約システムを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ C O N P A Sの運用場所である東京港・横浜港のコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

5. 手続等

（1）担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階

関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係

電話 045-211-7413 FAX 045-211-0205 mail: pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月7日から令和8年1月27日まで（1）に同じ場所で配付する。

また、関東地方整備局港湾空港部のH P上でも配付する。

H Pアドレス URL : <https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/index.htm>

（3）秘密の保全を要する事項に関する資料の配付期間、場所及び方法

本業務の対象となるネットワーク構成図及び機器等の仕様を記載した特記仕様書別紙の配付を受ける場合は「秘密の保全に関する誓約書」を別途提出すること。（詳細は参考資料を参照）

（4）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月27日12時00分（1）に同じ。

持参、郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、mail（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。
- (4) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。
- (5) 契約締結予定日は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。
なお、この場合であっても上記2. (3) に記載の履行期間は令和8年4月1日からとする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。

令和8年度 CONPAS保守・運用業務 説明書

1. 当該招請の主旨

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を図るため、平成29年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成30年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成31年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、令和2年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和3年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和4年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和5年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和6年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和7年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務」において、CONPAS※を設計・構築・改修・検討し、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」、令和2年度「CONPAS保守・運用業務」、令和3年度「CONPAS保守・運用業務」、令和4年度「CONPAS保守・運用業務」、令和5年度「CONPAS保守・運用業務」、令和6年度「CONPAS保守・運用業務」、令和7年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを保守・運用し、横浜港及び東京港で試験運用及び常時運用を実施してきたところである。これらCONPASの試験運用及び常時運用の結果、コンテナ搬出手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPASは、令和3年3月より横浜港南本牧地区において常時運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して試験運用を実施する計画である。試験運用及び常時運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、5. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な①から③の技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、5. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

※関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許取得）

2. 業務概要

(1) 業務内容 本業務は、国土交通省関東地方整備局において構築したCONPAS※を保守・運用するものである。

※関東地方整備局がコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を目的に設計・構築した港湾情報システム（特許取得）

(2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出手続の効率化を図るべく関東地方整備局が構築・所有しているCONPASによる運用を円滑

に実施するため、C O N P A Sの運用と稼働環境を適切に維持するための保守を行うとともに運用に伴うデータ取得を行うものである。

4. 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階

関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係

電話 045-211-7413 mail: pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

5. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 海上コンテナ物流の予約システムを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② 海上コンテナ物流の予約システムを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ C O N P A Sの運用場所である東京港・横浜港のコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

6. 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は、別添一に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 5. に示す応募要件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

7. 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間：令和8年1月7日から令和8年1月27日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9時30分から18時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。

(2) 提出先：4. に同じ。

(3) 提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）、mail（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容についての質問の受付

① 提出期間：令和8年1月7日から令和8年1月20日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9時30分から18時00分まで。ただし、最終日は15時00分まで。

② 提出先：4. に同じ

③ 提出方法：持参、郵送等又はmail（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

(2) 説明書についての質問に対する回答

公示内容の質問に対する回答は、質問を受理した日から参加意思確認書の提出期限の2日前（土曜、日曜日及び祝日を除く。）までに行うこととし、下記にて閲覧を行う。

- ① 閲覧期間：質問回答日から令和8年1月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時00分まで。
- ② 閲覧場所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階 関東地方整備局 情報公開室

9. 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知する。この場合、別途提案書の提出を要請する予定である。
 - ・提案書の提出予定期限：別途通知する。
- (3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を通知する。

10. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- (1) 9. (3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- (3) 受付場所及び時間
 - ① 受付場所
〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413
 - ② 受付時間
9時30分から18時00分まで。

11. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加意思確認書が提出先に到達しない場合、当該参加意思確認書の審査は行わない。
- (3) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。
- (8) 契約締結予定期は令和8年4月1日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。
なお、この場合であっても上記2. (2)に記載の履行期間は令和8年4月1日からとする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

参加意思確認書

業務の名称：令和8年度 C O N P A S 保守・運用業務

令和8年1月7日付けで手続き開始の公示のありました、標記業務に関心がありますので、関係書類を添付して参加意思確認書を提出します。

なお、予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

関東地方整備局副局長 森 信哉 殿

提出者) 郵便番号
住 所
電話番号
F A X
会社名 ○○○○○○ (株)
代表者 役職名 氏名
作成者) 担当部署
住 所
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

※押印を省略する場合は、作成者の下に以下を記載すること。

- ・作成者が責任者又は担当者の場合は、作成者を含めて2人記載すること。
- ・電話番号は必ず2つ以上記載すること

本件責任者 (会社名・部署名・氏名)

担当者 (会社名・部署名・氏名)

電話番号 1

電話番号 2